

課長	課長代理	課員	担当
[Redacted]			

[Redacted] 等処理方針打合せ

平成23年3月8日(火) 13:00~13:30 廃棄物リサイクル課内
東部健康福祉センター [Redacted]
廃棄物リサイクル課 [Redacted]

1 関係者への18条報告徴収案について

- [Redacted]への徴収内容をベースに他の関係者への徴収内容を適宜追加・修正。
- [Redacted]及び[Redacted]は全ての現場に関与していると思われるため、[Redacted]と同じ内容について報告を求める。
- [Redacted]については、複数の法人の役員を兼務しているため、各現場の工事や搬入に係る立場・権限・業務内容について報告を求める。

2 今後の予定等

- 東部健康福祉センターは、今回の打合せ内容を反映し、関係者に通知する。(決裁にあたり改めて廃リ課に内容の確認を行わない)
- 報告期限は3月31日とする。
- 報告内容に不備がある場合は、時間を空けずに再度報告を求める。

3 特記事項(東部HC [Redacted] コメント)

- [Redacted]
- [Redacted]

[Redacted]

[Redacted] 18条報告徴収項目案に関するメモ

[Redacted]



*各現場で表現が相違しないよう、最後にもう一回チェックを入れます。

関連18条報告の徴収項目一覧(案)

相手方 現場名								
日金町解体 現場	<ul style="list-style-type: none"> 解体工事の発注者 解体工事の元請者 解体工事代金の支払者、受領者 廃棄物の種類、量 伊豆山現場への廃棄物の種類、量及び運搬者 	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	事実申立書を徴取済みのため、今回は報告を求めない。	
伊豆山廃棄物 堆積現場	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の種類、量、運搬者、搬入元 	同 左	同 左	同 左	同 左			
伊豆山 赤井谷土砂 処分場	<ul style="list-style-type: none"> 現場工事責任者名と、その就任時期 工事代金の支払い者、受領者 木くず搬入の搬入指示者、搬入量、搬入元、運搬者、運搬代金支払者 	同 左	同 左	同 左				同 左
伊豆山 研修所 解体現場	<ul style="list-style-type: none"> 解体工事発注者 解体工事元請者 工事代金の支払者、受領者 野外焼却の指示者、燃やした廃棄物の種類、量、燃殻の処理先 現場外から運びこまれた廃棄物の種類、排出元、量、搬入者及び搬入指示者 伊豆山赤井谷からへの土砂搬入の指示者、その工事代金支払い者 	同 左	同 左					<ul style="list-style-type: none"> 伊豆山赤井谷からへの土砂搬入の指示者 その工事代金の支払者

[Redacted] 様

静岡県知事 川勝 平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市に存する貴社が実施している工事等に関連する廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、念のため申し添えます。

記

1 求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 [Redacted]、[Redacted]、[Redacted] (元 [Redacted] 社員寮解体工事)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・解体工事の発注者・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む）・解体工事代金の支払者及び受領者・発生した廃棄物の種類及び量・当該地に残存する廃棄物の種類及び量・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量及び運搬者、排出場所・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者
②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 [Redacted]、字水立 [Redacted] 他）内廃棄物 野積現場
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

③	報告を求める場所 報告を求める事項	熱海市伊豆山字赤井谷 [] 他 (土砂搬入地) ・現場工事責任者及びその就任時期 (途中交代があった場合は交代者も含む) ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所 (廃棄物の発生場所)、排出者搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者
---	--------------------------	--

④	報告を求める場所 報告を求める事項	熱海市伊豆山字東谷 [] 他 (元「 [] 」解体工事) ・解体工事発注者 ・解体工事元請事業者 (下請事業者がある場合はその事業者を含む) ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・野外焼却行為 (平成22年11月5日) の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先 ・上記③の現場からの土砂搬入の指示者 ・当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所 (廃棄物の発生場所)、排出者、搬入年月日、搬入指示者及搬入者
---	--------------------------	---

2 添付する書類

上記1の回答を確認できる書面の写し (工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等)

3 報告期限

平成23年 3月1日 (必着)

4 報告提出先

静岡県東部健康福祉センター (担当; 廃棄物課)

住所; 〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1-3

電話; 055-920-2106

* 郵送可。

* 回答書には代表取締役印を押印のこと。

東健廃 第 号
平成 年 月 日

様

静岡県知事 川勝 平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内における建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、念のため申し添えます。

記

1. 求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] (元 [REDACTED] 社員寮解体工事)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・解体工事の発注者・解体工事の元請事業者 (下請事業者がある場合はその事業者を含む)・解体工事代金の支払者及び受領者・発生した廃棄物の種類及び量・当該地に残存する廃棄物の種類及び量・熱海市伊豆山 (②の現場) へ移動した廃棄物の種類、量及び運搬者・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所 (廃棄物の発生場所)、排出者及び運搬者
②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場 (字赤井谷 [REDACTED] 字水立 [REDACTED] 他) 内廃棄物 野積現場
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所 (廃棄物の発生場所)、排出者及び運搬者

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] 他 (土砂搬入地)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貴社のこの工事への関与の有無 ＜関与している場合は以下の事項を報告してください。＞ ・現場工事責任者及びその就任時期（途中交代があった場合は交代者も含む） ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

④	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷 [REDACTED] 他 (元「[REDACTED]」解体工事)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貴社のこの工事への関与の有無 ＜関与している場合は以下の事項を報告してください。＞ ・解体工事発注者 ・解体工事元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・野外焼却行為（平成22年11月5日）の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先 ・上記③の現場からの土砂搬入の指示者 ・当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、搬入指示者及搬入者

2 添付する書類

上記1の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等）

3 報告期限

平成23年 月 日（必着）

4 報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当；廃棄物課）

住所；〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1-3

電話；055-920-2106

*郵送可。

*回答書には代表取締役印を押印のこと。

東健廃 第 号
平成 年 月 日

様

静岡県知事 川勝 平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項に基づく報告書
の徴収について

静岡県熱海市内における建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、念のため申し添えます。

記

1 求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 [redacted]、[redacted]、[redacted] (元 [redacted] 社員寮解体工事)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・当該解体工事における貴殿の立場、権限・解体工事の発注者・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む）・解体工事代金の支払者及び受領者・発生した廃棄物の種類及び量・当該地に残存する廃棄物の種類及び量・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量及び運搬者・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者
②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 [redacted]、字水立 [redacted]）、内廃棄物 野積現場
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・当該廃棄物野積現場への廃棄物の搬入及び保管における貴殿の立場、権限・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

11/19
業内
11/19/11/19

ねじ

業内

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] (土砂搬入地)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地への土砂搬入及び木くず搬入における貴殿の立場、権限 ・現場工事責任者及びその就任時期 (途中交代があった場合は交代者も含む) ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所 (廃棄物の発生場所)、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

④	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷 [REDACTED] (元「[REDACTED]」解体工事)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該解体工事における貴殿の立場、権限 ・解体工事発注者 ・解体工事元請事業者 (下請事業者がある場合はその事業者を含む) ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・野外焼却行為 (平成 22 年 11 月 5 日) の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先 ・上記③の現場からの土砂搬入の指示者 ・当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所 (廃棄物の発生場所)、排出者、搬入年月日、搬入指示者及搬入者

2 添付する書類

上記 1 の回答を確認できる書面の写し。(工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等)

3 報告期限

平成 23 年 月 日 (必着)

4 報告提出先

静岡県東部健康福祉センター (担当; 廃棄物課)

住所; 〒410-8543 静岡県沼津市高島本町 1-3

電話; 055-920-2106

* 郵送可。

* 回答書には記名押印のこと。

東健廃 第 号
平成 年 月 日

様

静岡県知事 川勝 平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内において [redacted] が実施している建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、念のため申し添えます。

記

1. 求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 [redacted] [redacted] [redacted] (元 [redacted] 社員寮解体工事)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・解体工事の発注者・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む）・解体工事代金の支払者及び受領者・発生した廃棄物の種類及び量・当該地に残存する廃棄物の種類及び量・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量及び運搬者・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者
②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 [redacted] 字水立 [redacted]）内廃棄物 野積現場
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・貴社の当該野積現場への関与の有無 <関与している場合は以下の事項を報告してください。> <ul style="list-style-type: none">・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 (土砂搬入地)
③	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貴社が排出した廃棄物の当地への搬入の有無 <有る場合には以下の事項を報告してください。> ・当該廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、搬入指示者、運搬者及び運搬代金支払者

2 添付する書類

上記1の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等）

3 報告期限

平成23年 月 日（必着）

4 報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当；廃棄物課）

住所；〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1-3

電話；055-920-2106

*郵送可。

*回答書には代表取締役印を押印のこと。

東健廃 第 号
平成 年 月 日

様

静岡県知事 川勝 平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内においてが実施している建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、念のため申し添えます。

記

1 求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 (元 解体工事)
	報告を求める事項	・ 貴社のこの解体工事への関与の有無 < 関与している場合は以下の事項を報告してください。 > ・ 解体工事の発注者 ・ 解体工事の元請事業者 (下請事業者がある場合はその事業者を含む) ・ 解体工事代金の支払者及び受領者 ・ 発生した廃棄物の種類及び量 ・ 当該地に残存する廃棄物の種類及び量 ・ 熱海市伊豆山 (②の現場) へ移動した廃棄物の種類、量及び運搬者 ・ 当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所 (廃棄物の発生場所)、排出者及び運搬者
②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場 (字赤井谷 字水立 他) 内廃棄物 野積現場
	報告を求める事項	・ 貴社のこの廃棄物野積現場への関与の有無 < 関与している場合は以下の事項を報告してください。 > ・ 運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所 (廃棄物の発生場所)、排出者及び運搬者

2 添付する書類

上記1の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等）

3 報告期限

平成23年 月 日（必着）

4 報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当；廃棄物課）

住所；〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1-3

電話；055-920-2106

*郵送可。

*回答書には代表取締役印を押印のこと。

様

静岡県知事 川勝 平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内においてが実施している建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第 30 条の規定による罰則が適用されることがあるので、念のため申し添えます。

記

1 求める報告の内容

報告を求める場所	熱海市日金町 (元 社員寮解体工事)
報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・ 貴殿のこの解体工事への関与の有無 < 関与している場合は以下の事項を報告してください。 >・ 解体工事の発注者・ 解体工事の元請事業者 (下請事業者がある場合はその事業者を含む)・ 解体工事代金の支払者及び受領者・ 発生した廃棄物の種類及び量・ 当該地に残存する廃棄物の種類及び量・ 熱海市伊豆山 (②の現場) へ移動した廃棄物の種類、量及び運搬者・ 当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所 (廃棄物の発生場所)、排出者及び運搬者

2 添付する書類

上記 1 の回答を確認できる書面の写し (工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等)

3 報告期限

平成 23 年 月 日 (必着)

4 報告提出先

静岡県東部健康福祉センター (担当: 廃棄物課)

住所: 〒410-8543 静岡県沼津市高島本町 1-3

電話: 055-920-2106

* 郵送可。

* 回答書には記名押印のこと。

様

静岡県知事 川勝 平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市における建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第30条の規定による罰則が適用されることがあるので、念のため申し添えます。

記

1 求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 (土砂搬入地)
	報告を求める事項	・現場工事責任者及びその就任時期(途中交代があった場合は交代者も含む) ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所(廃棄物の発生場所)、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者
②	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷 (元「」解体工事)
	報告を求める事項	・上記①の現場からの土砂搬入の指示者及び工事代金の支払者

2 添付する書類

上記1の回答を確認できる書面の写し(工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等)

3 報告期限

平成23年 月 日(必着)

4 報告提出先

静岡県東部健康福祉センター(担当; 廃棄物課)
住所; 〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1-3
電話; 055-920-2106

* 郵送可。

* 回答書には代表取締役印を押印のこと。